

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会
令和6年度 第1回「高齢者虐待対応ワーキンググループ」次第

1 日 時 令和6年7月5日（金）13：30～15：30

2 場 所 神戸市役所1号館 24階 1243会議室

3 次 第

- (1) 開 会
- (2) 定足数の確認
- (3) 座長の選任
- (4) 議 事
 - ① 令和4年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果報告
 - ② 神戸市における高齢者虐待にかかる取組みについて
 - ③ 高齢者虐待防止ネットワーク事業について
- (5) 閉 会

〈配布資料〉

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
「高齢者虐待対応ワーキンググループ」委員名簿 |
| 資料2 | 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱 |
| 資料3 | 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
ワーキンググループ設置要綱 |
| 資料4 | 養介護施設従事者等による虐待の取組みについて |
| 資料5 | 養護者による高齢者虐待の取組みについて |
| 資料6 | 高齢者虐待対応ワーキングチームについて |
| 資料7 | 高齢者虐待防止ネットワーク事業について |

神戸市市民福祉調査委員会
介護保険専門分科会 企画・調査部会
「高齢者虐待対応ワーキンググループ」委員名簿（敬称略）
（五十音順）

令和5年10月時点

榎本 昌起	兵庫県社会福祉士会 副会長
大和 三重	関西学院大学 人間福祉学部 教授
久次米 健市	神戸市医師会 副会長
澤田 有希子	関西学院大学 人間福祉学部 教授
高木 佐和子	兵庫県弁護士会 弁護士

計 5名

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

平成12年7月11日

分科会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日決定）第9条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の部会を設置する。

- (1) 企画・調査部会 定数10名以内
- (2) サービス研究会 定数15名以内
- (3) 地域密着型サービス運営委員会 定数15名以内

- 2 第1項の各号に掲げる部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、その部会の会務を総理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 9 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 10 部会に必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(代表幹事及び幹事)

第4条 専門分科会及び部会に代表幹事及び幹事を置く。

- 2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから分科会長が指名する。
- 3 代表幹事及び幹事は、専門分科会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、福祉局介護保険課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

部会の所掌事務

1 企画・調査部会

- (1) 介護保険事業計画の点検及びそれに必要な調査の実施に関する事
- (2) 介護保険事業計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (3) 高齢者保健福祉計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (4) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要な事

2 サービス研究会

介護サービスの質の向上に関する事

3 地域密着型サービス運営委員会

- (1) 地域密着型サービスの指定基準に関する事
- (2) 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関する事
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関する事
- (4) その他、地域密着型サービスの円滑な運営に関して必要と認められる事

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱

平成27年5月28日

企画・調査部会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱（平成12年7月11日決定）第6条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(ワーキンググループ)

第2条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて、及び、高齢者虐待対応について必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。

(1) 総合事業サービスワーキンググループ 定数10名以内

(2) ケアマネジメント検討ワーキンググループ 定数10名以内

(3) 高齢者虐待対応ワーキンググループ 定数10名以内

2 第1項の各号に掲げるワーキンググループの所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。

4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 座長は、そのワーキンググループの会務を総理する。

6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 ワーキンググループは、座長が招集する。

8 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(関係者の出席)

第3条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、福祉局介護保険課及び高齢福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、ワーキンググループが定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月14日より施行する。

別表（第2条関係）

ワーキンググループの所掌事務

1 総合事業サービスワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関する事
- (2) その他、総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要と認められる事

2 ケアマネジメント検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに必要なプロセス、アセスメントツール、様式等の検討に関する事
- (2) その他、総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに関して必要と認められる事

3 高齢者虐待対応ワーキンググループ

- (1) 各区高齢者虐待防止ネットワーク事業で出された課題から全市レベルの課題を把握し、対応する体制を整える事
- (2) 市マニュアルの改訂に関する事
- (3) 重篤な高齢者虐待事案等の事後検証に関する事
- (4) その他、高齢者虐待対応に関して必要と認められる事

養介護施設従事者等による虐待防止の取り組みについて

監査指導部

養介護施設従事者等による高齢者虐待を発見、あるいは疑う場合は、速やかに神戸市に相談や通報するよう周知、啓発し、合わせて高齢者虐待を防止するための取り組みをすすめている。

「令和 4 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）」によると、高齢者虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 56.1%と最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 23.0%、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が 22.5%、「倫理観や理念の欠如」が 17.9%となっており、同傾向が続いている。

高齢者虐待は、意図的な行為だけではなく、不適切なケアの連続性によって虐待行為に発展するという可能性があることから、神戸市では、以前から従事者の資質向上を図る取り組みを、以下のとおり行っている。

1. 養介護施設等従事者による高齢者虐待に関する専用電話の設置

平成 25 年 6 月以降、監査指導部内に高齢者虐待通報専用電話を設置し、市ホームページや啓発用ポスター掲示などで周知している。

TEL：078-322-6774（平日 8:45～17:30）

2. 養介護施設・事業所に対する高齢者虐待防止研修の義務づけ

- ・ 神戸市条例（平成 25 年 4 月施行）で、養介護施設や事業所において、少なくとも年 1 回以上、全従業者を対象にして、人権擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を義務づけてきたが、令和 3 年度基準省令改正に伴い令和 6 年度から義務づけとなったため、神戸市独自で義務づけてきた条文を削除した。
- ・ 研修に関する留意事項等をまとめた、これまでの指針をガイドラインとして改訂して、市ホームページに掲載している。
- ・ 令和 5 年 3 月には、施設・事業所での研修の実施ポイントや具体的な虐待防止事例を記載したハンドブックを作成した。集団指導等で周知を行うとともに、市ホームページにも掲載して虐待防止対策の充実・強化を図っている。

3. 養介護施設従事者研修用 DVD の制作と公開

- ・ 平成 26 年 3 月に、介護従事者研修用映像「よりよい介護を目指して」を作成し、要請があれば全国の施設等に貸し出している。また、映像は、市ホームページ・YouTube で公開している。（YouTube 視聴回数、令和 6 年 6 月現在 約 66 万回）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kenko/fukushi/carenet/koreshagyakutai/gyakutaibousihou.html>

4. 市民福祉大学における法令遵守・職業倫理研修の実施（委託）

- ・ 神戸市社会福祉協議会に委託して、平成 25 年度から施設長研修、職場研修担当者向け研修を実施してきた。なお、令和 3 年度からは、虐待防止を推進する立場である施設長や研修担当者向けの虐待防止研修として ZOOM 形式で実施。

【実施状況】

年度	テーマ	講師	参加者数
R3	不適切なケアを防止するための施設内研修の進め方	認知症介護研究・研修仙台センター 吉川 悠貴 氏	118名
R4	不適切なケアを防止するための施設内研修の進め方	認知症介護研究・研修仙台センター 吉川 悠貴 氏	115名
R5	不適切なケアを防止するための施設内研修の進め方	認知症介護研究・研修仙台センター 吉川 悠貴 氏	115名

5. 集団指導，運営指導等における虐待防止に係る指導の実施

- ・ 年1回開催の集団指導や，運営指導などで，虐待防止の取り組みを周知・指導している。
- ・ 市ケアマネジャー連絡会主催の施設ケアマネジャー研修会で，高齢者虐待の状況や適切なケアの重要性等を説明し，虐待防止の取り組みを啓発している。

令和5年度 養護者による高齢者虐待に対する取組みについて

1. 高齢者虐待対応研修について

【市における取組み】

研修名	初任者研修	帳票研修	行政職員向け 研修	初動期研修	応対&終結期研修
開催日	令和5年7月6日	令和5年8月21日	令和5年9月7日	令和5年10月30日	令和5年12月15日
対象者	あんしんすこやかセンター・区役所		区役所	あんしんすこやかセンター	
	主に新任職員				
研修形式	講義	講義	グループワーク・事例検討		
講師	兵庫県弁護士会 兵庫県社会福祉士会 より講師派遣				
参加人数	113名	69名	27名	36名	31名

2. 高齢者虐待対応ワーキングチームについて <資料6>

令和5年度については、4事例について実施

【主な相談内容】

- ・本人の安否ができない場合、どのようにアプローチを行っていくべきか
- ・理解力の乏しい息子に対して、どのように支援やアプローチをすべきか
- ・終結後、区に対する養護者の要望に対する対応
- ・区やあんしんすこやかセンターの介入を拒否し、介護サービスの導入をしない養護者への対応

3. 各区高齢者虐待防止ネットワーク事業の開催状況について

各区保健福祉課が中心となり、既存会議の活用、住民や関係団体への周知・啓発、高齢福祉に関わる関係者への研修、個々のケース対応で専門家の意見を聴取する等の取組みを通じ、各区の課題に応じた内容で、国が示す3つの機能からなる『高齢者虐待防止ネットワーク』の構築を進めている。

各区開催実績 会議：5回、研修会：10回、事例(ケース)検討会議：3回、周知啓発：20回

高年齢者虐待対応ワーキングチームについて

1. 高年齢者虐待対応ワーキングチームの概要

(1) 設置の目的、活動内容

神戸市高年齢者虐待対応ワーキングチームは在宅における虐待の問題を解決するため、対応に係る専門的な助言を行い、高年齢者虐待対応者の支援を行うことを目的とする。

区役所からの依頼に基づき、対応が困難で、かつ早急に介入が必要なケースについて、法的・福祉的・医療的な専門的助言を行う。

(2) ワーキングチームのメンバー

- ①弁護士
- ②社会福祉士
- ③相談者：区（課長・係長・保健師など）
- ④支援者：あんしんすこやかセンター
- ⑤事務局：福祉局介護保険課

(3) 設置年月日

平成20年4月1日

2. ワーキングチーム検討会議開催実績

平成20年度	2件	平成25年度	8件	平成30年度	7件	令和5年度	4件
平成21年度	4件	平成26年度	9件	平成31年度	8件		
平成22年度	2件	平成27年度	9件	令和2年度	11件		
平成23年度	6件	平成28年度	8件	令和3年度	6件		
平成24年度	5件	平成29年度	9件	令和4年度	6件		

3. 今後の取組について

- ・説明会や研修等を通じて区・あんしんすこやかセンターへ活用について周知を図る。
- ・ワーキングチーム検討会議を開催した事例内容を、区やあんしんすこやかセンターへ示し、高年齢者虐待対応者の援助技術の向上や効果への理解を深める。

高齢者虐待防止ネットワーク事業について

従来より、各区で高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、関係機関とのネットワークの構築に取り組んできましたが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法」の制定から15年以上が経過し、住民や関係機関への周知も進んでおり、関係機関との連携協力体制（ネットワーク）も一定整備されてきたことから、令和5年度に神戸市高齢者虐待防止ネットワーク体制整備の見直しを行いました。

すでに形成された各種ネットワークを、それぞれの地域の実情に応じて、より深め、更に広げていく方向に展開していくため、新たに『高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱』を制定し、令和5年度より各区で独自の高齢者虐待防止ネットワーク事業を実施しています。

各区で、既存の会議の活用、広く住民や関係団体に周知・啓発、高齢福祉に関わる関係者への研修、個々のケース対応で専門家の意見を聴取する等の取り組みを通じて、各区の課題に応じた内容で、国が示す3つの機能からなる『高齢者虐待防止ネットワーク』の構築を更に進めていくこととしています。

年度当初に、各区での取り組みについて年間計画を作成し、年度末に実施報告を提出してもらうことで、全市的なネットワーク体制の状況と各区の課題を把握し、課題解決につなげることを目指しています。

1. 令和5年度の各区の主な取り組み

(1) 早期発見・見守りネットワーク

- 新任民生委員の研修や民生委員の定例会議にて、高齢者虐待防止の相談先等について周知
- 民生委員へ高齢者虐待の早期発見を目的に弁護士による講義を開催
- 民生委員への虐待防止のリーフレット配布
- 広報誌区版で虐待月間の記事として、高齢者虐待防止及び相談先について周知
- ふれまち連絡会議にて、高齢者虐待防止及び相談先について周知
- リーフレットを区ホームページに掲載し、区民がいつでも確認・活用できるような取り組み
- 高齢者虐待の早期発見のリーフレット「介護に疲れている人はいませんか」を発行

(2) 保健医療福祉サービス介入ネットワーク

- 事例をもとにグループワークを行い、身体的虐待の初動期の対応や介護放棄の対応について学ぶ
- ヘルパー事業所を対象に、虐待の気づきの感度を上げることを目的に社会福祉士による講義を開催
- ケアマネジャーに対し、社会福祉士による高齢者虐待対応初動期研修を開催
- 高齢者虐待の気づきと対応をテーマに居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、あんしんすこやかセンター等の職員向けの研修会を開催
- 地域事業所や施設とあんしんすこやかセンターの「顔の見える関係性」づくり、相

談しやすい体制づくりのためのリーフレットの配布

- 市社会福祉協議会から講師に招き、安心サポートセンターの活動内容や成年後見制度について講義を受けた
- 医師会・歯科医師会との連絡会に、高齢者虐待対応状況や相談先について周知

(3) 関係専門機関介入支援ネットワーク

- 所管警察署と協力体制について確認
- 処遇困難ケースへの対応についてワーキングチームを活用し、弁護士や社会福祉士の助言を受けた

2. 各区より報告のあった課題

- 虐待の疑いがある高齢者と接している介護関係者を含め、周囲の方々から、いかに通報につなげるか
- ケアマネジャーの経験年数により、虐待対応へのスキルにも差がある
- ケアマネジャーとあんしんすこやかセンターの関係づくり

II. 高齢者虐待の防止・早期発見のための取り組み

1. 高齢者虐待の防止・早期発見のための取り組み

高齢者虐待の発生を予防するためには、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解をもち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要となってきます。

(1) 権利擁護の重要性

虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害です。高齢者虐待への対応は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行うものです。

権利擁護の基本は、個人の権利をその人が主体的に行使できるよう代弁したり、支援することです。しかし、高齢者本人が判断能力の低下により問題を認識できなかったり、置かれている状況に対して意思能力や助けを求める力が低下していたり、またその方法を知らなければ、「声なき声」として気づかれることなく、権利は無視され侵害されることとなってしまいます。

権利擁護は、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するものですが、重大な権利侵害があるときには法制度を活用した支援を行う必要があります。

高齢者虐待への対応は、利用者の依頼や契約関係に基づく支援とは異なり、虐待を受けている高齢者の生命や身体、財産を保護し、安全で安心な生活を再構築するための介入ととらえることができます。高齢者虐待対応に従事する職員は、権利侵害の程度に応じて、高齢者本人の自己決定を尊重できる状態や状況にあるかどうかを見極めながら、適切なタイミングで虐待対応を行うことが重要となります。

(2) 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発

高齢者虐待の発生を予防するためには、市民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。

虐待は、高齢者の尊厳を侵す行為ですが、特定の人や家庭内で起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。特に、認知症の高齢者を介護する養護者にとっては、親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れることができない、あるいは認知症によって引き起こされる症状に対してどう対応すればよいかわからないなど、悲観や混乱を招きやすい状況にあります。

また、認知症の高齢者本人にとっても、養護者の言うことや対応が理解できないために、場合によっては養護者を叩いたり怒鳴ったりしてしまうこともあります。

高齢者虐待については、高齢者本人とともに養護者に対する支援も行う必要があることが法律上規定されていることを認識し、そのことを市民にも広く理解してもらうような取り組みを行う必要があります。

(3) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

厚生労働省による高齢者虐待防止法に基づく対応状況等調査結果（以下、「法に基づく調査結果」という。）では、養護者による虐待を受けている高齢者のうち、要支援・要介護認定者で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が約7割となっています。認知症高齢者は、養護者等の言うことや対応が理解できなかつたり、行動・心理症状が現れたりすることがありますが、養護者等がこれを理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症の症状の悪化につながる場合もあります。また、家族に認知症に関する正しい知識がないために、必要な医療や介護を受けられていないこともあります。養護者の支援や負担軽減のためにも必要なサービスの利用につなげることが求められます。

そこで、認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて養護者等や地域住民に理解がなされるような取り組みが必要となります。例えば、認知症サポーター養成講座、介護リフレッシュ教室などの開催は、認知症の正しい知識や理解を促進し、また、認知症の介護経験を有する当事者による支援団体の情報や認知症カフェなどの情報を養護者等に提供することは、認知症介護に関する身近な相談窓口となることや、ピアカウンセリングや介護疲れの癒しの場となるなどの効果も期待でき、認知症の介護に直面した家族にとって、精神的な支えになることが期待できます。

2. 神戸市高齢者虐待防止ネットワーク体制

「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し、高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援のできる体制を構築していきます。

(1) 「早期発見・見守りネットワーク」

地域住民等が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うものです。

近年では、虐待だけでなく高齢者の生活の異変の早期発見・見守りといった広義の意味での「高齢者等の見守りネットワーク」事業が全国的に進んでおり、地域住民、民間事業者などの様々な主体が、それぞれの役割分担の下で相互に連携した体制の構築を行っています。ネットワークの構成としては、民生委員、社会福祉協議会、自治会や老人クラブ等の地域団体、家族会、NPO 等が挙げられます。孤立しがちな高齢者や家族に対して、多角的な視点から見守り続けることで虐待の防止につなげ、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し、その情報をあんしんすこやかセンターや区への相談・通報につなげていくことで、問題が深刻化する前に解決することにもつながります。

法に基づく調査結果からも、養護者による虐待の通報者として最も多いのがケアマネジャーであることや、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護保険事業者等と連絡会や研修会の開催等を通じて日頃から連携していくことも重要となります。

(2)「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」

介護保険事業者等から構成され、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。また、日常的に高齢者や養護者・家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見機能としても有効です。保健医療福祉サービス介入ネットワークとして特化した形ではなく、地域ケア会議や日常業務における連携等が当ネットワークとしての機能を担っているケースが多いです。地域ケア会議とコアメンバー会議は異なるものであり、法令上も運用上も別に開催する必要があります。しかし、虐待対応のために必要とされるネットワークづくり、虐待対応における地域の問題・課題の把握やその解決方法の検討などは地域ケア会議によって行うことができます。

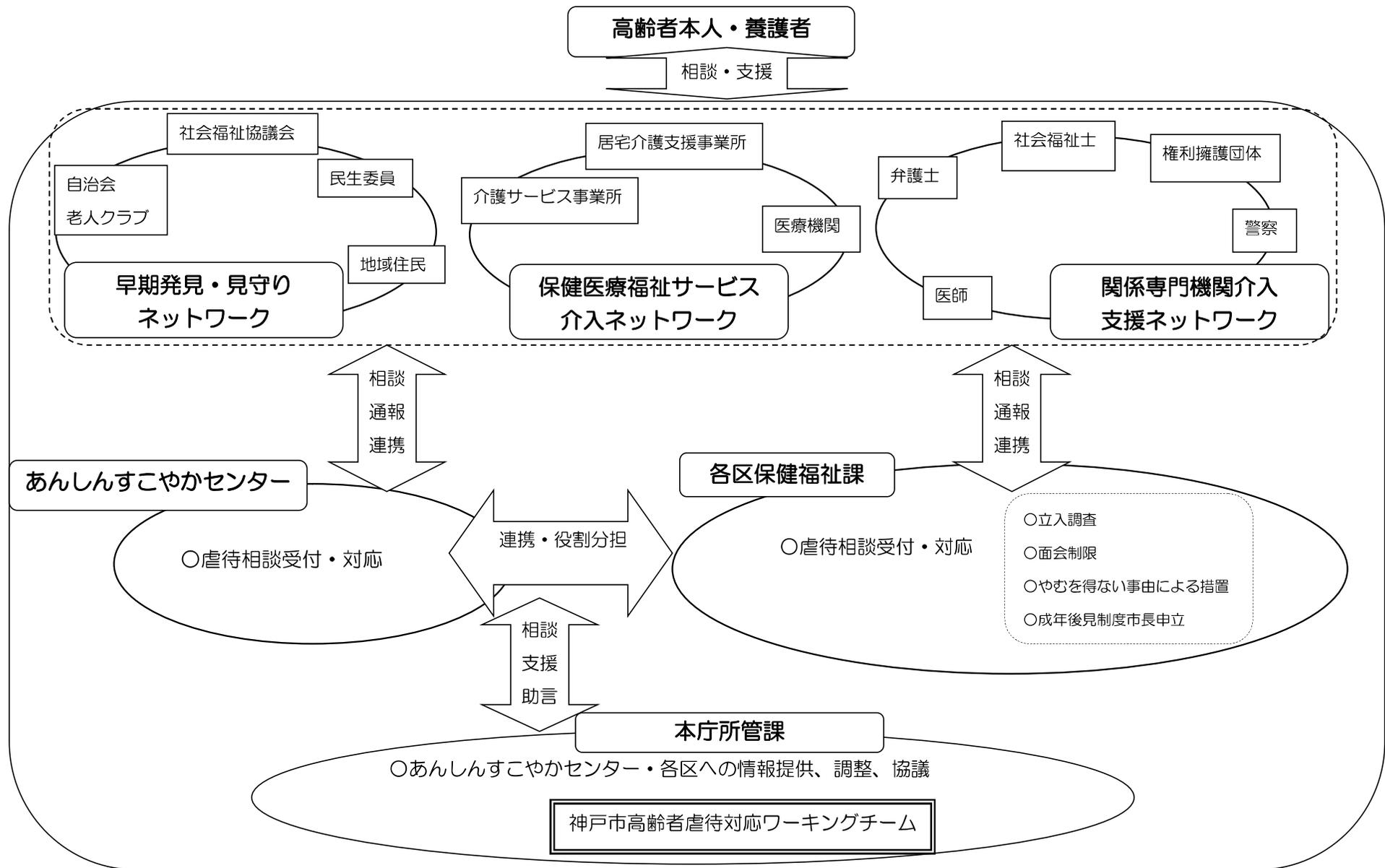
(3)「関係専門機関介入支援ネットワーク」

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。特に、警察・消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。

また、近年ではより複雑で対応が難しいとされる事例も増加しているため、生活困窮者自立支援事業相談員、医療介護連携の事業、認知症初期集中支援チーム等を含めたネットワークの構築も進んでいます。

なお、関係専門機関介入支援ネットワークについては、立入調査や緊急の場合の対応などの市町村による権限発動に協力してもらおう機関が含まれていること、対象となる機関自体が市町村単位あるいはそれ以上の単位で設けられていることが多いこと等を踏まえれば、市町村が主体となりこれらネットワークを構築し、関係機関の理解・協力を得て、高齢者虐待防止ネットワークの構築をスムーズに進める必要があります。

養護者による高齢者虐待への対応の連携・支援体制図



神戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の目的にかんがみ、神戸市およびその他地域の関係機関等の連携により高齢者虐待防止ネットワークの構築、維持、発展を進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とする。

(高齢者虐待防止ネットワーク)

第2条 高齢者虐待防止ネットワークは、次の3つの機能からなる。

(1) 早期発見・見守りネットワーク

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、老人クラブ等の地域団体や地域住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担う。孤立しがちな高齢者や家族に対して、見守りを続けることで虐待の防止につなげ、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し、相談窓口に繋げていく。

(2) 保健医療福祉サービス介入ネットワーク

居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関等の関係機関が、現に発生している高齢者虐待事例への対応を検討し、具体的な支援機能を担う。また、日常的に高齢者や養護者・家族等と接する機会が多く、虐待の早期発見機能も果たす。

(3) 関係専門機関介入支援ネットワーク

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合のネットワーク。医師、弁護士、社会福祉士、警察、権利擁護団体等の専門的な関係機関と連携を図る。市区が主体となり関係機関の理解協力を得てネットワークの構築を進める。

(市区の役割)

第3条 市区は、前条の各ネットワークとの連携体制を整備し、ネットワークの構築、維持、発展に努める。

2 区は、各地域の実情に応じて地域住民や関係機関への周知啓発、研修、個別ケー

ス対応で専門家の意見を聴取する。

- 3 福祉局所管課は、各区の課題を把握する。全市レベルで取り組むべき課題に対しては、必要に応じて専門家等から意見を聴取し、課題解決に努める。

(事業の実施状況報告等)

第4条 区保健福祉課は、年度当初に年間の実施計画(様式第1号)を策定し、半年ごとに事業の実施状況を福祉局所管課に報告(様式第2号)する。

(雑則)

第5条 この要綱に定める事項のほか、必要な事項が生じたときは、福祉局所管課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

実施 予定時期	ネットワーク機能	取り組み内容種別	取り組む内容	構成メンバーの所属

実施 予定時期	ネットワーク機能	取り組み内容種別	取り組む内容	構成メンバーの所属

実施日	ネットワーク機能	取り組み内容種別	取り組み内容	構成メンバーの所属	人数

実施日	ネットワーク機能	取り組み内容種別	取り組み内容	構成メンバーの所属	人数

全体課題